

事 項	計 画 の 概 要	進 捗 状 況
	<p>②初等中等教育における、個性と創造性の伸長、社会の変化に対応できる能力の育成の重視、自然や社会とのふれあいの機会の拡充</p> <p>③高等教育における、大学・短大等の整備充実等</p>	<p>○ 中央教育審議会答申「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」(3.4.19)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校教育の改革について、生徒や社会の変化に柔軟に対応し、生徒の個性の伸長や学習における選択の幅の拡大などの施策。</li> <li>・受験競争を緩和するための今後の方策。</li> <li>・生涯学習社会の実現に努めるため、生涯学習社会において学校が果たす役割や、学習の成果を適切に評価する方策を提言。</li> </ul> <p>○ 学習指導要領改訂 平成元年3月に、個性と創造性の伸長を図るとともに、社会の変化に対応できる能力の育成を図る観点から、国の教育課程の基準である学習指導要領を改訂。平成元年度からの移行措置を経て、幼稚園については平成2年度から実施、小・中・高等学校については平成4年度から順次実施。</p> <p>○ 平成3年2月に大学審議会から「大学教育の改善について」、「学位制度の見直し及び大学院の評価について」、「学位授与機関の創設について」、「短期大学教育の改善について」、「高等専門学校教育の改善について」答申。高等教育制度全般にわたって多岐にわたる改革を提言。</p> <p>○ 学校教育法等の改正(3.7.1 施行) 短期大学及び高等専門学校の卒業生への準学士の称号の付与、高等専門学校分野の拡大、専攻科制度の創設等。</p> <p>○ 国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律(3.7.1 施行) 従来称号とされていた学士が学位として位置付けられるとともに、学位授与機構を新設し、同機構が高等教育段階の様々な学習の成果を評価して学位を授与。</p> <p>○ 平成3年5月に大学審議会から「大学設置基準等及び学位規則の改正について」答申。同答申を受けて、大学設置基準等の諸基準が改正され、大綱化、簡素化を実現。(3.7.1 施行)</p> <p>○ 大学審議会答申「平成5年度以降の高等教育の計画的整備について」(3.5.17) 18才人口の急減期に当たる平成5年度以降の高等教育の質的・量的な整備の基本的な在り方をまとめた高等教育計画を策定。</p>

事 項	計 画 の 概 要	進 捗 状 況
	<p>④生涯学習の環境整備及び芸術文化の振興等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学院大学の設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学共同利用機関との緊密な関係、協力により、各機関の優れた研究機能を活用して高度かつ国際的にも開かれた大学院教育を行う独立大学院として、総合研究大学院大学を創設。(63.10)</li> <li>・情報科学、材料科学及びバイオサイエンスの分野に係る基礎研究を推進するとともに、高度の研究者、技術者の養成・再教育を行うため、北陸先端科学技術大学院大学(2.10設置)及び奈良先端科学技術大学院大学(3.10設置)を創設。</li> </ul> </li>   <li>○ 昭和63年12月に大学審議会から、博士課程の目的の改正、大学院入学資格・修了年限の弾力化、独立大学院の組織編成等に係る基準の制定、大学院教員の資格の改正、夜間修士課程の設置、等を含む「大学院制度の弾力化について」答申。同答申を受けて、大学院設置基準等を改正(元年9月)</li>   <li>○ 大学審議会答申「大学院の整備充実について」(3.5.17)  大学院の教育研究組織の整備、大学院学生の処遇の改善、留学生の教育体制の整備、大学院の量的整備及び財政措置の充実等を提言。</li>   <li>○ 育英奨学事業の充実  奨学金貸与月額増額及び貸与人員の増員。  平成3年度 高校 →1000円の増額  大学・大学院 →3000円の増額  専修学校 →150人の増員</li>   <li>○ 平成2年度大学入学者選抜から国公立を通じた大学入試センター試験を実施</li>   <li>○ 生涯学習フェスティバルの開催  生涯学習活動を全国的規模で実践する場を提供すること等により、国民一人一人の生涯学習活動への参加意欲を促進し、今後の学習活動の進展に資するため、平成元年から開催。</li> </ul>

事 項	計 画 の 概 要	進 捗 状 況
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 放送大学の整備充実 放送大学の現在の放送対象地域である関東地域を除いた電波の届かない地域においてビデオ、オーディオテープを視聴して放送大学教育を行うビデオ学習センターを平成2年度に4地区（北海道、広島、福岡、沖縄）、3年度に6地区（宮城、石川、岐阜、大阪、香川、熊本）にそれぞれ設置。</li> <li>○ リカレント教育推進事業の実施（3年度～） 産業構造や就業構造等の急激な変化や急速な技術革新に対応する高度で実践的な学習機会の提供を推進。</li> <li>○ 芸術文化振興基金の創設（2.3.30） 国立劇場法の改正及び平成元年度補正予算による政府出資金500億円と100億円を目途とする民間拠出金によって、芸術文化振興基金を創設し、広く国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい芸術文化を創造していきける環境の醸成と基盤の強化を図るため、多様な分野の芸術文化活動に対して幅広く助成。</li> <li>○ 第二国立劇場（仮称）の整備促進 オペラ、バレエ、ミュージカル、現代舞踏、現代演劇等の現代舞台芸術の殿堂となる第二国立劇場（仮称）の建設の推進。</li> <li>○ 地域文化振興特別推進事業の実施（2年～） 地域における特色ある文化活動の展開及び文化のまちづくりを促進するため、地方公共団体等と協力して、地域文化振興モデルとなる特定地域における文化団体等の行う個性豊かな文化活動の水準向上とその定着化を促進。</li> <li>○ 保健体育審議会答申「21世紀に向けたスポーツの振興方策について」（元.11.21） スポーツ施設の整備拡充や生涯スポーツ、競技スポーツ及び学校体育の各方面にわたるスポーツの振興のための諸事業の充実等につき提言。</li> <li>○ スポーツ振興基金の創設（2.12.27） 我が国スポーツの競技水準の向上と国民のスポーツの裾野を拡大するための諸活動に援助を行うため、平成2年度補正予算においてスポーツ振興基金を創設。</li> </ul>

事 項	計 画 の 概 要	進 捗 状 況
<p>(2)科学技術の振興等と資源・エネルギー基盤の整備</p>	<p>⑤教育の各分野における国際社会との調和、国際理解と協力の促進等</p> <p>①創造的研究開発の推進のための研究開発環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際理解教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際理解のための活動に関する調査研究校・研究団体指定制度の創設。(63.12.14)</li> <li>・国際理解推進指導者講習会の実施(3年度～)。</li> </ul> </li> <li>○ 海外留学の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>海外留学情報の収集及び留学斡旋に関するガイドラインの策定等、海外留学情報システムを形成するとともに、留学相談体制を整備。</li> </ul> </li> <li>○ 国民文化国際交流事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>国民文化祭と全国高等学校総合文化祭を軸として、発展途上国と文化団体等の招へい・派遣及びEC諸国の文化団体等の招へいを実施。</li> </ul> </li> <li>○ 産業技術開発の推進等のため、新エネルギー・産業技術総合開発機構を設立(63.10.1)</li> <li>○ 国立大学共同利用機関として国立天文台を設置(63.7.1)</li> <li>○ 科学技術会議答申「科学技術振興基盤の整備に関する基本方針について」(元.12.5) <ul style="list-style-type: none"> <li>科学技術情報、機器・設備等の科学技術振興基盤につき、基礎的・先導的研究を重点とし、国際性、利便性を重視した整備を行うよう提言。</li> </ul> </li> <li>○ 理化学研究所に、若手研究者が主体的に研究できる場を設けることにより創造的・基礎的研究を推進する「基礎科学特別研究員制度」の開始(元.10.1)</li> <li>○ 国立試験研究機関に創造的な若手研究者を受け入れることにより、国立研究機関における基礎研究を推進する科学技術特別研究員制度を開始(2.10.1)</li> <li>○ ライフサイエンス研究の振興を図るため、組み換えDNA技術等の遺伝子科学技術研究に関わる研修事業を開始(2年度)</li> </ul>

事 項	計 画 の 概 要	進 捗 状 況
	<p>②大学等における、全国的な学術情報システムの整備及び独創的・先端的な基礎研究の推進</p> <p>③青少年の科学技術についての才能を伸ばすため学校教育の充実</p> <p>④エネルギー需給基盤の整備</p>	<p>○ 最高性能の大型放射施設 (Spring-8) の建設 物質・材料系科学技術、ライフサイエンス、医学等広範な科学技術分野における利用が期待され、広く産学官及び海外の研究者に共同利用施設として開放される世界最大、最高性能の大型放射施設 (Spring-8) の建設に着手。(2年度)</p> <p>○ 学術審議会学術情報資料分科会学術情報部会報告「学術情報流通の拡大について」(2.1.30) 学術情報ネットワークの整備、キャンパス情報ネットワークの整備、データベース作成・提供の充実、大学図書館間複写サービスシステムの確立、電子図書館システムの開発・導入を提言。</p> <p>○ 北陸先端科学技術大学院大学及び奈良先端科学技術大学院大学の設置 情報科学、材料科学及びバイオサイエンスの分野に係る基礎研究を推進するとともに、高度の研究者、技術者の養成、再教育を行うため、北陸先端科学技術大学院大学(2.10設置)、及び奈良先端科学技術大学院大学(3.10設置)を創設。</p> <p>○ 学習指導要領改訂 平成元年3月に、個性と創造性の伸長を図るとともに、社会の変化に対応できる能力の育成を図るとの観点から、国の教育課程の基準である学習指導要領を改訂。数学や理科においては、生徒の能力・適性、興味・関心に応じて多様な科目を設置するとともに、観察、実験を一層重視し、論理的、科学的な思考力の育成。</p> <p>○ エネルギー環境変化対応投資促進税制の創設(平成2年度税制改正) エネルギーセキュリティの強化及び地球温暖化問題への積極的な貢献のため、エネルギー利用効率の向上、エネルギー供給構造の強靱化等に資する設備等の導入促進。</p> <p>○ 総合エネルギー調査会中間報告とりまとめ。(2.6.5) エネルギー利用効率の向上、原子力等化石エネルギーの導入、国際エネルギー協力の実施等、2010年度を目標年度とする今後のエネルギー政策のあり方の提言及び長期エネルギーの見通し。</p>

事 項	計 画 の 概 要	進 捗 状 況
		<p>○ 石油代替エネルギーの供給目標の閣議決定。(2.10.30)  「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」に基づき、  2010年度を目標年度とした石油代替エネルギーの供給目標を改定。</p>

事 項	計 画 の 概 要	推 進 状 況
<p>V. 規制緩和の推進</p> <p>1. 経済成長の成果の国民生活への活用</p>	<p>①規制緩和の推進</p> <p>①流通と物流の変革</p> <p>②「大規模小売店舗法」の運用の適性化、弾力化</p>	<p>○ 規制緩和推進要綱(63.12.13閣議決定)の着実な実施  ①流通、②物流、③情報・通信、④金融、⑤エネルギー、⑥農産物、⑦ニュー・ビジネス、その他等個別分野の規制緩和、規制緩和の推進体制等に関する施策を着実に実施。</p> <p>○ 政府規制等と競争政策に関する研究会の開催  公正取引委員会は、競争政策の観点からの政府規制の見直しを進めるため上記研究会を開催し、(1)物流関連、(2)消費者向け財・サービス供給、(3)農業関連の3分野について、政府規制の問題点及び改善の方向を検討し、その結果を公表。(元.2、元.10)  また、市場メカニズムの機能を制限している独占禁止法の適用除外制度について必要最小限のものに限定すべきとの観点からその見直しを進めるため、独占禁止法適用除外制度全般について問題点及び改善の方向を検討し、その結果を公表。(3.7)</p> <p>○ たばこ小売販売業許可基準の緩和(元.9)</p> <p>○ 塩小売人指定基準の緩和(元.9)</p> <p>○ 薬事法の規制の緩和(2.7.1)  医薬品一般販売業について、試験検査器具の必置品目を31品目から10品目に削減する等、薬事法の規制の緩和を実施。</p> <p>○ 産業構造審議会流通部会と中小企業政策審議会流通小委員会との合同会議において  ① 90年代における流通の基本方向について-90年代流通ビジョンのとりまとめ(元.6.9)  大規模小売店舗法の運用の適性化の観点から、出店調整制度の趣旨、手続等の統一と徹底等を提言。  ② 大店法改正並びに今後の小売商業対策のあり方について(中間答申)のとりまとめ(2.12.21)  新たな出店調整処理スキームの実施等を提言。</p>

事 項	計 画 の 概 要	推 進 状 況
<p>2. より開かれた市場の形成</p>	<p>③酒類販売免許制度運営の透明性、公平性を一層確保する方向での運営のあり方の見直し</p> <p>④トラック運送業の事業規制の見直し、複合一貫輸送促進のための規制の見直し</p> <p>①預金金利の自由化</p>	<p>○ 大規模小売店舗法の運用適性化措置の実施(2.5.30)            ①出店調整処理期間の1年半以内への短縮、②事前説明等出店調整手続の明確化、③閉店時刻・休業日数の届出不要基準の緩和等を内容とする運用適性化措置を実施。</p> <p>○ 大規模小売店舗法改正法及び輸入品専門売場特例法の制定(3.5.24公布)            消費者利益への十分な配慮、手続の迅速化、明確性・透明性の確保、輸入拡大の国際的養成への配慮のため、①大店舗による消費者、小売業者及び学識経験者からの意見聴取の義務付け、②地方公共団体の独自規制の適性化、③1つの店舗内における1,000㎡までの専門売り場について大店法に基づく調整を不要化等の措置を実施。</p> <p>○ 酒類販売業免許等取扱要領等の改正(元.9.1実施)            ①店舗面積が1万㎡以上の大型小売店舗に対する免許付与の円滑化。            ②一般酒飯店の免許基準の簡素化、明確化。            ③人口30万人以上の都市の主要駅周辺の距離基準の緩和。            ④地元酒販組合からの意見聴取は回答期限を付し書面によることを義務付け等。</p> <p>○ 物流に関する規制緩和            ① トラック運送業の需給調整規制の廃止、事業区分の見直し、運賃・料金の届出制への移行等を内容とする「貨物自動車運送事業法」を制定。(2.12.1 施行)            ② 複合一貫輸送促進のため、総合的な運送取扱事業の制度を創設し、これに伴い、運賃・料金を届出制とする等の規制緩和を行うことを内容とする「貨物運送取扱事業法」を制定。(2.12.1 施行)</p> <p>○ 自由金利の大口定期預金について、最低預入単位の1,000万円への引下げによる大口預金金利自由化の完成(元.10)。なお、預入単位300万円以上の定期預金については、本年11月に自由化。</p> <p>○ 小口MMCの導入(元.6)、その預入単位の引下げ(100万円(2.4)50万(3.4))及び期間の多様化(3か月以上3年以下(2.11))。なお、最低預入金額制限については来年6月に撤廃される予定。</p>



事 項	計 画 の 概 要	推 進 状 況
	<p>②外国金融機関、証券会社等のアクセスの拡大</p> <p>③金融制度の在り方の検討</p> <p>④公正、透明かつ健全な証券市場の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京証券取引所会員権の拡大 62年12月の第2次開放（外国証券会社16社を含む22社に対し、会員権の付与を決定）に続き、2年3月の第3次開放で、更に外国証券会社3社を含む10社に対し会員権の付与を決定。</li> <li>○ 外国証券会社のシ団幹事参入（元.4）</li> <li>○ 金融制度調査会答申「相互銀行制度のあり方について」（63.6.9） 金融の自由化・国際化等を踏まえ、希望する相互銀行の普通銀行への転換を明示。</li> <li>○ 金融制度調査会答申「新しい金融制度について」（3.6.25）及び証券取引審議会報告「証券取引に係る基本的制度のあり方について」（3.6.19） 金融・資本市場における有効で適正な競争を促進することが適当との指針を明示。</li> <li>○ 臨時行政改革推進審議会答申「証券・金融の不正取引の基本的是正に関する答申」（3.9.13） 証券市場の監視・適正化のための是正策として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規参入等を通じた競争の促進、通達等の可能な限りの法令化等証券行政の見直しと透明性の確保</li> <li>・自主規制機関の機能の充実・強化</li> <li>・市場ルールの遵守を行政が検査・監視する体制と仕組みの確立</li> <li>・証券取引における自己責任の徹底等を提言。</li> </ul> </li> <li>○ 改正証券取引法案が成立（3.10.3） 損失保証・損失補填の禁止、証券会社の取引一任勘定取引の禁止等を含む内容とする改正証券取引法案が成立。</li> </ul>

事項	計画の概要	推進状況
VI. 財政・金融政策の運営 1. 財政運営	①財政再建と内需拡大の両立	<p>① 予算について</p> <p>(1) 平成元年度予算(元. 5. 27 成立)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歳出規模は、604, 142 億円(63年度当初比6. 6 %増)。</li> <li>・公債依存度は、63年度当初予算15. 6%から11. 8%に低下。(特例公債18, 200億円減額)</li> <li>・NTT株売却収入活用分(12, 300 億円)を含む一般公共事業費は73, 607 億円。(63年度当初比2. 0 %増)</li> </ul> <p>(2) 平成2年度予算(2. 6. 7 成立)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歳出規模は、662, 368 億円(元年度当初比9. 6 %増)。</li> <li>・特例公債依存体質から脱却し、公債依存度は、元年度当初予算11. 8%から8. 4 %に低下。</li> <li>・NTT株売却収入活用分(12, 300 億円)を含む一般公共事業費は73, 780 億円。(元年度当初比0. 2 %増)</li> </ul> <p>(3) 平成3年度予算(3. 4. 11成立)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歳出規模は、703, 474 億円。(2年度当初比6. 2 %増)</li> <li>・公債依存度は、2年度当初予算8. 4 %から7. 6 %に低下。(公債 2, 502 億円減額)</li> <li>・NTT株売却収入活用分(12, 300 億円)を含む一般公共事業費は77, 514 億円。(2年度当初比5. 0 %増)</li> </ul> <p>② 中期的財政運営の在り方の検討(2. 3. 1)</p> <p>財政制度審議会において、当面5か年程度を目途として、公債依存度を引き下げること(5%を下回る水準を目処)等により、国債残高が累増しないような財政体質を作り上げることを目標とする「平成2年度特例公債依存体質脱却後の中期的財政運営の在り方についての報告」を取りまとめ。</p> <p>③ 行財政改革の推進について(63. 10. 25)</p> <p>行財政改革を一層推進するための基本的考え方及び具体的方法を示した「行財政改革の推進について」を国会に提出。</p> <p>④ 国と地方の関係等に関する改革推進要綱(元. 12. 29)</p> <p>中長期的にみて、財政の健全性を確保し、国民負担率の増大を抑制するため、国と同様、地方財政についても、適度の経済成長率が維持されていることを前提に、地方財政計画の歳出規模の伸び率は名目成長率以下とすることを原則とする、との方針を閣議決定。</p>

